

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タジキスタン	ドウスターニーニジノビヤンジ間道路整備計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文	ドウスターニーニジノビヤンジ間道路整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,324,000千円 H24.12.31まで	H21.1.14 ドウスターニベで (同日)	日本側 中山喜弘在タジキスタン臨時代理大使 タジキスタン側 ハム・ザリフイ外務大臣	H21.1.29 22号
タジキスタン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	135,000千円 H26.12.31まで	H21.6.5 ドウスターニベ (同日)	日本側 中山喜弘在タジキスタン臨時代理大使 タジキスタン側 ハム・ザリフイ外務大臣	H21.6.23 336号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。